

■介護報酬改定効果検証の3調査、期限延長 厚労省

- ・厚生労働省は 28 日、2024 年度介護報酬改定の効果検証を行うため年度内に実施する 3 つの調査研究について調査票の提出期限を延長したことを関係団体や自治体に周知した。期限が過ぎても提出することが可能だとして、調査への協力を改めて呼び掛けている。
- ・24 年度に実施する 4 つの調査研究のうち、▽福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究の提出期限は 11 月 15 日（従来は 10 月 25 日）▽高齢者施設などと医療機関の連携体制に関する調査研究は 11 月 22 日（11 月 8 日）▽リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施や一体的取り組みに関する調査研究も 11 月 22 日（10 月 30 日）にそれぞれ延長する。
- ・一方、地域の実情や事業所規模などを踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究の提出期限は 9 月 30 日だったが、いずれの調査研究も期限が過ぎても調査票を引き続き提出することが可能だとしている。
- ・これらの調査研究は、24 年度の介護報酬改定の効果検証などを行うため厚労省が実施する。調査結果は次の報酬改定に向けた検討の基礎資料として活用される。
- ・調査の対象となるのは、無作為で抽出された介護施設や事業所。9 月上旬以降、調査票を郵送しており、現時点で調査票が届いていない施設や事業所は対象外となる。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1324 「令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 6 年度調査）への協力依頼」

（令和 6 年 10 月 28 日）厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001321677.pdf>